

令和6年1月29日

戸田市議会議長 竹内正明様

提出者 議会改革特別委員会
委員長 三浦芳一

戸田市議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第2号

戸田市議会会議規則の一部を改正する規則

戸田市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節～第10節 (略)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則 (第90条—<u>第94条</u>)</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第165条</u>)</p> <p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>第2節・第3節 (略)</p> <p>第4節～第10節 (略)</p> <p>第2章 委員会</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p><u>第4節 災害時の対応 (第24条の2)</u></p> <p>第5節～第11節 (略)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則 (第90条—<u>第94条の2</u>)</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第165条・第165条の2</u>)</p> <p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>第2節・第3節 (略)</p> <p><u>第4節 災害時の対応</u></p> <p>(災害時の対応)</p> <p><u>第24条の2 議長は、災害時において、会期の延長、延会及び議案の撤回について、議会の議決を得ずに、議長が決定することができる。ただし、議長が決定した場合は、議会運営委員会の承認を得るものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する災害時とは、自然災害（地震、風水害等）、人為災害（テロ行為等）その他の緊急事態によって起こる予測不能な状況をいう。</u></p> <p>第5節～第11節 (略)</p> <p>第2章 委員会</p>

第1節 総則
第90条～第94条 (略)

第2節・第3節 (略)
第4節 発言
第114条～第116条 (略)
(委員外議員の発言)
第117条 (略)
2 (略)

第118条～第125条 (略)
第5節 委員長及び副委員長の互選
第126条 (略)
(選挙規定の準用)
第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。
第6節 表決
第128条 (略)
(不在委員)
第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

第130条 (略)
(挙手による表決)
第131条 (略)
2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)
第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

第133条～第138条 (略)
第3章 請願
第139条～第141条 (略)
(紹介議員の委員会出席)
第142条 (略)

第1節 総則
第90条～第94条 (略)
(出席委員に関する措置)
第94条の2 この章における出席委員には、戸田市議会委員会条例(昭和47年条例第37号)第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により委員会に出席した委員を含む。

第2節・第3節 (略)
第4節 発言
第114条～第116条 (略)
(委員外議員の発言)
第117条 (略)
2 (略)
3 前2項の場合において、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第118条～第125条 (略)
第5節 委員長及び副委員長の互選
第126条 (略)
(選挙規定の準用)
第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第5節の規定を準用する。
第6節 表決
第128条 (略)
(不在委員)
第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法で委員会に出席した委員にあっては、この限りでない。

第130条 (略)
(挙手による表決)
第131条 (略)
2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。ただし、オンラインによる方法で開かれた委員会にあっては、投票による表決は認めない。

(投票による表決)
第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。ただし、オンラインによる方法で開かれた委員会にあっては、投票による表決は認めない。

第133条～第138条 (略)
第3章 請願
第139条～第141条 (略)
(紹介議員の委員会出席)
第142条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>第143条～第145条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第165条 (略)</p> <p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の場合において、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>第143条～第145条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場</p> <p>第165条 (略)</p> <p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第165条の2 前条の協議等の場については、次に掲げる場合により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p><u>(1) 災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により協議等を開会する場所へ構成員を招集することが困難であると認める場合</u></p> <p><u>(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により協議等を開会する場所への参集が困難な構成員からオンラインによる方法による協議等への出席希望がある場合</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、招集権者が特に必要と認める場合</u></p> <p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。